# Stretta

フーガにおける追拍部（緊張感）のこと。
音楽教育を緊張感と意気込みをもって
切り拓いていこうという願いを込めて。

# 平成20年度　都中音研 研究大会！

以前の私のリコーダーの授業は、教材曲の運指を覚えさせ、決められたアーティキュレーションで皆同じように演奏させるというものでした。しかし、今回は、新学習指導要領改訂のポイントをふまえて、生徒に「楽器の固有の音色や様々な奏法の特徴を生かして、曲想を大切にしながら、自分の思いや意図をもって演奏させたい。そうすることで、表現の幅が広がり、演奏を深めることにつながることに気付かせたい。」という視点で、この授業を考え、実践しました。文科省の大熊先生からいただいた講評から、都中音研の研究の方向性に間違いはないことを確信できる有意義な研究大会となりました。今日のご指摘をもとに、さらにバージョンアップさせたものを今年の11月にお見せできるよう、今後も頑張りたいと思います。

福生市立福生第三中学校　小作 典子

## Contents

P2　研究授業を通して授業力を高めよう…原田　徹(会長)
P3～8　こうなる！新学習指導要領……………和田　崇(江戸川区立葛西第二中)
P8～12 各部年度報告

発　行
東京都中学校音楽教育研究会
墨田区石原 4-33-14
墨田区立錦糸中学校内
会　長　原田　徹
平成21年3月10日　第92号

# 研究授業を通して授業力を高めよう

～１１月５日・６日の全国大会＜東京大会＞に向けて～

会長 原田　徹
（墨田区立錦糸中学校長）

今年、全日本音楽教育研究会全国大会（小・中・高・大の総合大会）＜東京大会＞が行われます。

11月５日（木）には、府中の森芸術劇場にて、都中音研の総力を結集し、８つの研究授業と研究演奏を行います。また、翌日の６日（金）には、練馬文化センターにて、小・中・高・大の連携により、研究演奏や記念演奏を「我が国の音楽」に基づいて行います。

この大会に向けては、平成19年１月に第１回企画委員会（小・中・高・大の代表者が委員）が開かれ、拡大した役員で実行委員会を組織し、準備を進めております。また、都中音研では、平成19年６月に、『21企画検討委員会』（各研究部の部長及び副部長等が委員）を立ち上げ、すでに17回の委員会を開催し、内容を検討しております。

### §　大会主題（小・中・高・大の総合テーマ）

「音楽の喜びを分かち合い
求め続ける心を育てよう」

大会実行委員長の山本文茂先生（東京芸術大学名誉教授）は、大会主題の設定の理由について次のように述べておられます。

> 「人間」と「音楽」と「教育」を根源において結び付けるものは、幼・少年期、青年期、成人期、シニア期を貫き通す、様々な音楽の「感受」「思考」「共有」の営みである。
>
> 新学習指導要領のもとで意味深い音楽授業を創造していくためには、児童・生徒が音や音楽の「感受」・「思考」を通して音楽の楽しさや喜びをより深く体験し、それらを「共有」しようとする心を育てること。そして、楽しさ・喜びを生涯にわたって継続して求めようとする心をはぐくむことが何より大切である。

### §　大会のねらいは、授業の研究を深めること

新学習指導要領が告示され１年が経とうとしています。「学習指導要領を読んでいない教員がいる。」という指摘が、中央教育審議会の審議の中であったと聞いています。このたび国は、全教員に新学習指導要領を無償で配布しました。これは、今までにないことであり、私たち教員が新学習指導要領の理解を図り、授業を実践していくことを強く求めている現れです。

都中音研では、文部科学省の解説書が発行される以前に、和田崇教育課程研究部長が、Stretta №90から「こうなる！新学習指導要領」を連載し、音楽科の内容について詳しく説明しております。ぜひ、熟読をお願いします。

そして、新学習指導要領の理解を深めるとともに、本大会の研究主題に基づいて、歌唱、器楽、創作、鑑賞の各研究部が、精力的に研究授業を行っています。特に、「我が国の伝統音楽」を取り扱った授業や、各分野の指導事項と〔共通事項〕との関連を図った授業に焦点を当て、授業の研究を深めていきたいと思います。

### §　各地区音楽教育研究会等との連携の充実

私が、今年度掲げた「基本方針１」の各地区音楽研究会との連携を強めることでは、先ず、各地区音楽研究会の「地区研修テーマ」を、№91で紹介しました。今後は、各地区の年間研修計画を集めて冊子にし、各地区に配布するなどして交流を深めることも行っていきたいと思います。また、東京都教育委員会による「東京教師道場」への協力では、部員となる教員を各地区で推薦していただきたいと思います。

都中音研の目的は、会員の資質の向上にあります。各地区や東京大会の研究実践が、会員全員の授業力向上に繋がるようにしていきましょう。

# こうなる！新学習指導要領

教育課程研究部長　和　田　　崇
（江戸川区立葛西第二中学校）

今年度も早いものであとわずかになってしまいました。3年生を担当している先生方は本当にお疲れ様です。進路指導を担当している私にとっては、たとえ他学年であっても進路状況が気になるものです。先日、都立高校の推薦発表がありましたが、今年も厳しい結果でした。どうも世の中の不景気のせいか本校では都立校志望が圧倒的に多く、昨年に引き続き厳しい受験となりそうです。卒業式後に進路指導をするなどということにならずに一発で決めてほしいものですがどうなることやら。

話が本題からずいぶんとそれてしまいましたが、いよいよ4月から新学習指導要領の移行措置期間が始まりますね。皆さんの学校では選択時数など教育課程は決定しましたか。あれほどダメだといわれていた「学校選択」が期限付きでも可能になったということは喜んでいいものやら、完全実施から「選択」がなくなることを思うと、ちょっと複雑な気持ちです。創作活動や和楽器を用いた活動を選択でも行っていた学校にとっては大打撃ですよね。何かよいアイディアはないものでしょうか。

さて、今回は前回と同じように、あまり読まれていない部分に焦点を当てて、皆さんで見ていきたいと思います。前回は解説書第2章で示されている特に大切な部分に焦点を当てましたが、今回は、解説書第4章「指導計画の作成と内容の取扱い」の部分で示されている内容について考えていきたいと思います。

「内容の取扱い」といっても、電化製品の「取扱説明書」とは違いますからしっかりと読む必要がありますよ…。電化製品の「取扱説明書」もしっかり読む必要がありますよね…。

今回も新規採用から8年目を迎えたいつもの名コンビが登場します。来年度からこの二人、各学校で中堅としての活躍が期待されているようで、自己申告の最終聞き取りで管理職からいろいろ言われたようです。まさか学年主任はまだ早いと思いますが、来年の配属が楽しみです。

**米：いよいよあとわずかで今年度も終わりだね。**
**東：そうね。本当に1年って早く感じるわ。**
**米：ところで、この前校長面接があって、来年9年目になるので主任教諭を受けてみないかって言われて迷ってるんだ**
**東：私も言われたわ。主任教諭とか主幹教諭とか、いろいろあってよくわからないわね。**
**米：ホントだよ。新学習指導要領についてだってもっと勉強しなくちゃいけないのに。まだ無理だと思うよ。10年次研修だって控えているっていうのに・・・。**
**東：それより、私は「道場」の部員に応募しようかな。**
**米：えっ。何それ？柔道？剣道？空手？もしかして華道？**
**東：・・・・・・・バカ。**

米島勉先生
東東京市第３中学校の音楽教師。大学での専攻はコントラバス、本人はプロになりたかったが断念。その後教師になる。只今教師８年目。

東京子先生
北東京市第２中学校の音楽教師。大学では音楽教育を専攻。成績優秀で現役で採用試験合格。同じく教師８年目。

**「指導計画の作成と内容の取扱い」の内容って？**

第4章にあたる「指導計画の作成と内容の取扱い」では、第3章で示された各学年の指導内容を実際に行う上で配慮したり、留意したりすべき内容を示しています。大きく、「指導計画」を作成する上で配慮・留意しなくてはならないことと、実際に「内容」を指導する上での配慮・留意すべきことの2つに分けて示されています。

**○指導計画作成上の留意点**

年間指導計画などを作成する上での配慮すべき内容を以下のように4つ示しています。

> (1) 第２の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要となるものであり，表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。

〔共通事項〕が新設されたことによって新しく示された事項で、現行の学習指導要領には当然ですがありません。

ここでは〔共通事項〕で示されている音楽の要素である、音色・リズム・速度・強弱や記号や用語をどの分野のどの指導事項と関わらせて学習させるとよいかを工夫して指導計画を立ててく

ださいと示しているわけです。当然のことですよね。下の表のようなものを作成しておくと、便利ですよ。

●マトリックスの例

| | ●平調子の特徴を生かして旋律を作ろう | ●声部の役割を理解して合唱しよう【〇〇〇】 | ●声の特徴を感じ取り、歌い方の工夫をしよう【〇〇〇】 | ●曲想を感じ取って奏法の工夫をしよう【〇〇〇】 | ●オーケストラの豊かな響きを味わおう【〇〇〇】 |
|---|---|---|---|---|---|
| 歌唱　ア | | | | | |
| 　　　イ | | | ○ | | |
| 　　　ウ | | ○ | | | |
| 器楽　ア | | | | ○ | |
| 　　　イ | | | | ○ | |
| 　　　ウ | | | | | |
| 創作　ア | ○ | | | | |
| 　　　イ | | | | | |
| 鑑賞　ア | | | | | ○ |
| 　　　イ | | | | | |
| 　　　ウ | | | | | |
| 音色 | | | ○ | ○ | ○ |
| リズム | ○ | | | | |
| 速度 | ○ | | | | |
| 旋律 | ○ | | | ○ | |
| テクスチュア | | ○ | | | ○ |
| 強弱 | | ○ | | | |
| 形式 | | | | | ○ |
| 構成 | | | | | |
| 用語 | 間 | | | フレーズ | 和音 |
| 記号 | | *ff* | | | |

＊あくまで書き方の例ですので、内容は無視してください。

**米：〔共通事項〕の考え方って、都中音研でいままで研修してきた、キーワードの考え方でいいんだよね。**

**東：そうよ。たしか共通のキーワードって呼び方だったわよね。現行の指導要領のキとク（鑑賞ではアとイ）で示されている音楽の諸要素でしょ。**

**米：その要素と各分野の指導事項・指導内容とを関連させて指導計画を立てればいいってことだよね。**

**東：上の表ってたしか、プロジェクト研究の冊子にも同じようなものが載っていたわよね。マトリックスにすると一目でわかるからよいわよね。**

**米：これとは別に指導計画って必要だよね。やっぱり・・・。**

> (2) 第２の各学年の内容の「Ａ表現」の(1)，(2)，(3)及び「Ｂ鑑賞」の(1)の指導については，それぞれ特定の活動のみに偏らないようにすること。

この項は現行の学習指導要領でも同じように示されていることで、「歌唱」「器楽」「創作」「鑑賞」の各活動が特定の活動に偏ることがないように全体のバランスを考えて指導計画を立ててください、という当たり前のことが示されているわけですが、実際にはどうでしょうか。「歌唱」が、と言うより「合唱」にかける時間が多すぎてはいませんか。未だに「和楽器を用いた活動」や「創作活動」に関してあまり行っていないという学校があるようです。本当に行っていないということだと「不履修問題」にまで発展してしまうのではないかととても心配です。

**米：まずいな。どうしても歌唱というか合唱の授業が中心になっているな。**

**東：時間数で計算すれば歌唱の分野の時数が多くなるのは仕方ないんじゃないかな。時数よりも内容が肝心よ。和楽器は何とかできるようになってきているんだけど。これからは「我が国の伝統的な歌唱」の取り組みが必要になってくるのよね。**

**米：やらないと「不履修」で、教育委員会に呼び出されるのかな。**

**東：そんなこと心配するより、きちんとやれるようにすることを考えるべきでしょ。「創作」はきちんとやっているの？**

**米：やってません。ハイ・・。**

> (3) 第２の各学年の内容については，生徒がより個性を生かした音楽活動を展開できるようにするため，表現方法や表現形態を選択できるようにするなど，学校や生徒の実態に応じ，効果的な指導ができるよう工夫すること。

この項は現行の学習指導要領でも同様のことが示されているのですが、現行では第2学年及び第3学年で示されていたのですが、今回の改訂では全学年に該当する示し方に変わっていることに注目しましょう。具体的には、クラス一斉だけではなく、個人やグループで活動したり、生徒の個性がより発揮できるように工夫してくださいということです。

(4) 第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第３章道徳の第２に示す内容について，音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

この項も今回の改訂で新しく示されたことで、全教科に同じように示されていることに注目しましょう。

第1章総則の第1の2には以下のように示されています。

「学校における道徳教育は，道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり，道徳の時間はもとより，各教科，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，生徒の発達の段階を考慮して，適切な指導を行わなければならない。」（下線は筆者が加筆）

又、第3章道徳の第2には以下のような内容が示されています。

1　主として自分自身に関すること。
2　主として他の人とのかかわりに関すること。
3　主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。
4　主として集団や社会とのかかわりに関すること。

紙面の関係で具体的な内容は割愛しましたが、是非お手元にある新学習指導要領「道徳」をお読みください。普段の授業の中で無意識に行っていることや、言葉かけの中に道徳教育と関連することが多くあると思いますよ。

**米：これって音楽の授業で道徳の副読本を読んだりするってこと？！**
**東：違うわよ。道徳の授業を「要」としてって書いてあるじゃない。**
**米：じゃ、音楽の授業では、何をすればいいのさ。**
**東：そんなこと私に聞かないで、たまには自分で考えなさいよ。**
**米：うーん。音楽で道徳的なことって・・・。「先生の言うことをちゃんと聞け！」とか、「先生を尊敬しろ」とか？**
**東：ちょっと違うんじゃない。たとえば・・合唱や合奏で曲を作り上げていく過程で、互いの意見や演奏を認め合うとか。美しい音楽を聴いて感動する心の育成とか・・・。**
**米：ふーん。ちょっとわかりかけてきたような気がする。**

**○内容の取扱いと指導上の配慮事項**

実際の指導を行う上で配慮すべき内容を大きく8つ示しています。

(1) 歌唱の指導については，次のとおり取り扱うこと。
ア　各学年の「A表現」の(4)のイの(ア)の歌唱教材については，以下の共通教材の中から各学年ごとに1曲以上を含めること。
「赤とんぼ」　三木露風　作詞　山田耕筰　作曲
「荒城の月」　土井晩翠　作詞　滝廉太郎　作曲
「早春賦」　吉丸一昌　作詞　中田章　作曲
「夏の思い出」江間章子　作詞　中田喜直　作曲
「花」　武島羽衣　作詞　滝廉太郎　作曲
「花の街」　江間章子　作詞　團伊玖磨　作曲
「浜辺の歌」　林古溪　作詞　成田為三　作曲
イ　変声期について気付かせるとともに，変声期の生徒に対しては心理的な面についても配慮し，適切な声域と声量によって歌わせるようにすること。
ウ　相対的な音程感覚などを育てるために，適宜，移動ド唱法を用いること。

この項は歌唱の指導に関する配慮事項です。アは扱わなくてはならない歌唱の教材一覧です。現行の学習指導要領でいったんは示さなくなった「歌唱の共通教材」ですが、今回の改訂で再び示されることとなりました。その理由は様々なことが考えられますが、きちんと曲名で示さないとダメだということなのでしょうか。イとウに関しては現行でも同様に示していますが、「相対的な音程感覚などを育てるため」と「移動ド唱法」の部分に注目しましょう。「移動ド」がよいのか「固定ド」がよいのか長い間論争になっていますが、結論は出ないようですね。

今号では述べませんが、“第3章の各学年の目標及び内容の第1節の2の（4）表現教材は，次に示すものを取り扱う。”の項で様々なことが示されています。この部分に関しては次号で述べますが、とっても大切な部分なので、是非熟読しておいてください。

**東：共通教材に関しては、移行期間が始まる来年から実施するのよね。それに、今使っている教科書に載っているから問題ないわね。**
**米：そうだね。「赤とんぼ」や「夏の思い出」、それと・・「花」は毎年各学年で扱ってるよ。**
**東：あらそう。でもただ歌わせているだけじゃダメなのよ。必ず〔共通事項〕と関わらせなきゃ。**
**米：そうか・・。それより「移動ド唱法」って示してあるけど、階名唱なんてやらせてないよ。**
**東：わたしもやってないわよ。でも適宜ってかいてあるじゃない。必要ならってことでしょ。わたし「固定ド」だから「移動ド」で歌わせるのってきついわ。頭が混乱してくるの。**
**米：僕は完全「移動ド」だから、抵抗無いな。覚えてしまえば「移動ド」の方が音程取りやすいでしょ。**

**東：「移動ド」で読み替えするのが大変なのよ。それより、第3章、第1節の2の(4)の内容の方が大変よ。読んだ？**
**米：読んでないよ。どれどれ・・「伝統的な声の特徴を感じ取るためには、例えば、発声の仕方や声の音色、コブシ、節回し、母音を延ばす産字など・・」・・産字ってなんだ!聞いたこと無いぞ!! それにコブシと節回しってどこが違うんだよ。**
**東：私もしらないわ。調べなきゃ。**
**米：うーん、もうダメだ。**

(2) 器楽の指導については，指導上の必要に応じて和楽器，弦楽器，管楽器，打楽器，鍵盤楽器，電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお，和楽器の指導については，３学年間を通じて１種類以上の楽器の表現活動を通して，生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること。

この項は器楽の指導に関する配慮事項が示されているわけで、ほとんど現行の内容と変わらないのですが、「楽器の表現活動を通して，生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること。」（下線は筆者加筆）という部分が付け加えられたことは大変なことです。現行では、単に「用いること」だったのですが、大きく変わりました。どういうことかというと、「とりあえず触って見よう」「ちょっと音を出してみよう」では不十分だということです。改善の具体的事項に「簡単な曲の表現を通して，伝統音楽のよさを一層味わうことができるようにする」、また、次の(3)で「姿勢や身体の使い方についても配慮する」と示されていることから、きちんとした構え方や息の使い方で、短くてもいいから1曲演奏し、その活動を通して我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうような指導をしなさいと言うことになります。現行の内容よりさらに一歩指導内容が深くなっていることがわかりますよね。

(3) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については，言葉と音楽との関係，姿勢や身体の使い方についても配慮すること。

この項も今回の改訂で新たに示された配慮事項です。我が国の伝統的な歌唱と和楽器の指導について示してありますが、今回の改訂の目玉の一つとも言うべき「我が国の歌唱」についての箇所なので、先述した第3章の各学年の目標及び内容の第1節の2の（4）表現教材は，次に示すものを取り扱う。とのかかわりが当然深くあり、解説書を熟読する必要があります。「和楽器の指導」についても同様のことが言えます。

**米：うーん、さっきの産字じゃないけど、難しいことが多くなってきたな。ただでさえ、和楽器の指導が大変なのに・・・。**
**東：確かにそうね。でもこの数年で和楽器に関してはずいぶん扱われるようになってきたんじゃない。そのことを考えると、今回の改訂で示された内容をこれから時間をかけて研究していけば、10年後にはどこの学校でも当たり前になっているんじゃないかしら。新学習指導要領って先のことを考えて作ってあるんだと思うわ。**
**米：たしかにそうだよね。自分の国の音楽ができないんじゃダメだよね。頑張ってみるか。**
**東：その調子よ。自国の伝統文化が壊滅的な状況においやられてしまった国だってあるんだから。その点、日本は雅楽にしても邦楽にしても当時のまま引き継がれてきている伝統音楽がいっぱいあるんだから、もっと大切にしなきゃ。**
**米：国際社会の一員として当然のことか・・。**

(4) 読譜の指導については，小学校における学習を踏まえ，♯や♭の調号としての意味を理解させるとともに，３学年間を通じて，１♯，１♭程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること。

この項は現行でも同じように示されていることですから特に説明する必要も無いと思いまが、調号の意味を理解させるという活動がはたしてきちんと行われているのか甚だ疑問であります。

(5) 創作の指導については，即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど，音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際，理論に偏らないようにするとともに，必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。

この項では「創作の活動」についての配慮事項が示されているわけです。すでに創作の指導内容についてはご存じのことと思います。指導事項の（ア）においても（イ）においても、初めから、いきなり曲を作らせるのではなく、手順をふまえ、音と音とのつながりを工夫して、次第にまとまりのある音楽へと進めていくことが大切ですね。ずいぶん前に「和声をきちんと教えなくては曲づくりはできない!」　と声高に語っていた先生がいましたが、今思えば懐かしい限りです。失礼‥。

**米：「創作」か・・・。これも苦手だな。和音進行をちゃんと教えないと作曲はできないと思うけどな・・・。**
**東：今更、何言ってるのよ。世界の音楽に目を向けなさいよ。「和音進行」とか「五線表記」って現在**

**では世界中に普及して、あたり前になっているけど、そうじゃない音楽だっていっぱいあるじゃない。「理論に偏らない」って書いてあるじゃない。**

**米：うーん、世界の音楽か・・・好みの問題かな。**

**東：自分の好みで、指導する、しないじゃダメじゃない。それに「創作」って曲をつくる過程が大事なんだから、出来上がりのことばかり考える必要は無いんじゃないの。**

**米：そうは言うけど、評価はどうするんだよ。全員未完成じゃ話にならないじゃないか。**

**東：だから、簡単にできるような指導の工夫が必要なんじゃないの。各社の教科書をよく読むとそのヒントがきちんと載ってるわよ。「音楽を構成する」活動に使える曲だってちゃんとあるのよ。知ってる？**

**米：知ってない。・・・ちゃんと見直します。ハイ。**

> (6) 各学年の「A表現」の指導に当たっては，指揮などの身体的表現活動も取り上げるようにすること。

この項も現行で同様のことが示されています。「指揮などの～」は、指揮もありますが、それ以外にも、曲に合わせて体を動かすとか、踊るとか、様々な身体的表現が考えられますが、中学校においては指揮以外あまり行われていないのが実状ですね。しかし、身体的表現は曲の雰囲気などを正確に感受していないとできないもので、活動内容としては大変意義のあるものです。拍子の違いを感じ取らせるために拍頭では手を、他の拍は足をならすなど、いろいろ工夫して見ましょう。歌いながらフレーズの流れを手で表現する、なんてことも考えられますよね。

> (7) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては，次のとおり取り扱うこと。
> ア　生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり，他者の意図に共感したりできるようにするなどコミュニケーションを図る指導を工夫すること。
> イ　適宜，自然音や環境音などについても取り扱い，音環境への関心を高めたり，音や音楽が生活に果たす役割を考えさせたりするなど，生徒が音や音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるような指導を工夫すること。また，コンピュータや教育機器の活用も工夫すること。
> ウ　音楽に関する知的財産権について，必要に応じて触れるようにすること。

この項のアとウは今回の改訂で新たに示された配慮事項です。アに関しては、全教科で言われている「言語活動」のことと関連しています。ウに関しては、やはり時代の流れを感じさせますね。イの「自然音」や「環境音」については現行の学習指導要領にも示されていますが、その目的をよく考えましょう。単に「自然音」や「環境音」を採取してきただけでは何にもなりません。自分たちの身の回りにあふれている音そのものに興味をもたせたり、またその役割や弊害などについて考えさせる活動が大切ですね。その結果、今必要な音とはどんな音なのかがわかってくるのではないでしょうか。

**米：ところで今まで見てきた中で「鑑賞」についてのことが無かったように思うんだけど。**

**東：ここで示された「ア」の部分は鑑賞にも当てはまるんじゃないかしら。「自己のイメージや思いを伝え・・」という部分は、鑑賞の活動の「批評文」に当たるでしょ。今回、全教科でいわれている「言語活動」もこの部分に当たるんでしょうね。**

**米：確かに、今の子どもたちって自分の考えを言葉で言い表すのが苦手だからな。**

**東：溢れかえる情報を一方的に受け入れてるだけだからね。自分から発信できなくなっているのかもね。メールのやりとりだって適当な絵や記号でごまかしてるしね。**

**米：確かにコミュニケーションは大切だ。ところで、自然音や環境音ってどんな活動してる？**

**東：あまりやってないけど、1年生では、とにかく身近にある音を、何でもよいから見つけてきて記録させたわ。**

**「いつ」「どこで」「どんな音」・・みたいに。**

**米：ふーん、それだけでよいのか。**

**東：よくないわよ。私は、その音を文字でっていうか、カタカナで書かせてそれを実際に声で表現させたわ。**

**米：「ドーン」「ガーン」「ビューン」みたいに？**

**東：そう、でももっと複雑よ。この活動を通して生徒はいくらか音に対して敏感になったみたい。っていうか音を意識するようになったっていうのかな。**

**米：へーっ、そうなんだ。僕もやってみよう。**

> (8) 各学年の〔共通事項〕のイの用語や記号などは，小学校学習指導要領第２章第６節音楽の第３の２の(6)に示すものに加え，生徒の学習状況を考慮して，次に示すものを取り扱うこと。
> 拍　拍子　間　序破急　フレーズ　音階
> 調　和音
> 動機 Andante　Moderato　Allegro　rit.
> a tempo　accel.　legato　*pp*　*ff*　dim.　D.C.　D.S.

今回の改訂で具体的に用語や記号が示されました。当然小学校では何が示されているのを熟知する必要があります。また、ここで示された用語や記号が、実際の活動の中で、正確に使えるようにならなくては単なる知識で終わってしまいます。具体的な活動としては、〔共通事項〕の音楽の要素と関連づけることが考えられます。例えば、「拍」や「拍子」や「間」は主に「リズム」と、「間」や「序破急」は「速度」と、「フレーズ」「音階」「調」は「旋律」、「和音」はテクスチュアと関連があります。他の記号も同様です。ですから「音楽の諸要素を知覚させる活動」において、必要に応じてこれらの用語や記号を用いればいいのではないでしょうか。テストに用語や記号を出題して出来たか出来ないかだけを確認するのは結構ですが、これだけで終わらせては何もなりませんよ。

**米：またまたわからない用語が出てきた。「序破急」って何だよ。**
**東：あら、知らないの？もともとは「雅楽」の形式からきてるのよ。「楽章」みたいなものかな。これ常識よ。**
**米：・・ボクって「非常識」なの？**

今回は、第4章の「指導計画の作成と内容の取扱い」を中心に見てきましたが、いかがでしたか。紙面の都合で十分に説明できていませんので、「解説書」を是非熟読してください。一度読んだだけではわからないかもしれませんが、何度も読んでいるうちに次第に理解できると思います。

さて、次回は、「我が国の伝統音楽」に焦点をあてて、皆さんで考えていきたいと思いすので、関連している部分は出来れば予習していただけたらありがたいです。

いよいよ全国大会東京大会まで半年と迫ってきました。現在、各研究部で当日の研究授業に向けて急ピッチで研究を進めているところです。また、研究演奏のほうも本格的に動き出しました。これから先、順調に進むかどうか心配な部分も多く残していますが、是非みなさんの力を結集して「東京大会」を成功させましょう。11月5日・6日です。5日は「府中の森芸術劇場」、6日は「練馬文化センター」です。都中音研会員800人全員が一堂に会することを期待しています。当日の詳細については、後日、第二次案内が郵送されると思います。2日目の内容も充実していますよ。ご期待ください。

平成20年度
## 教員演奏部

教育演奏部長　蒔田　陽子
（昭島市立清泉中学校）

１月17日、西新宿の白龍館で寿ぐ会と教員演奏会を終えることができましたことをご報告いたします。

参加団体は８団体でしたが、飛び入りの演奏や江戸端唄家元三味線豊臣先生の都々逸など、なごやかな雰囲気のなか楽しい演奏会になりました。出演者の皆様のご努力に心より御礼申し上げます。今後ともたくさんの皆様のご参加をお待ちしております。

プログラム

1　ピアノ独奏　ショパン「マズルカ」
　蒔田　陽子
2　ピアノ独奏　フォーレ「バルカローレ」
　藤田　猛
3　ピアノ独奏　ショパン「ソナタ」
　藤本　若菜
4　三味線ひき唄
　河村　晶子・佐々木真知子
　「梅の数々」
　佐藤満喜子　加藤ふくみ
　「狂いの合方」
　新藤　緑　喜多　伸子
　「松羽目勧進帳」
　渋井　洋子　一ノ瀬真理子
5　ピアノ独奏　ドビュッシー「映像」
　スクリャービン「練習曲」
　濱野　千佳子
6　ピアノ独奏　「ミステイー」
　松尾　渉
7　ピアノ独奏　ショパン「ノクターン」
　塚田　誠
8　バリトン独唱　トステイー「理想」
　「最後の歌」
　池田　信博
　伴奏　塚田　誠
9　全員合唱　大地讃頌　指揮　山根　慎介
　伴奏　藤田　猛

平成20年度
## 合唱部

合唱部長　塚田　真夫
（武蔵野市立第一学校）

今年度のＮＨＫコンクールの東京地区大会には私立学校を含め、昨年より17校増の77校の参加がありました。今年の課題曲「手紙」はアンジェラアキのヒット曲で、歌詞の内容が中学生の心とマッチして、参加校を大幅に増やしたと思われます。

この課題曲の勉強の場として、都内では数多くの講習会が開かれました。中央区銀座中（都中音研）をはじめ、音楽之友社ホール・北とぴあ・ルミエール府中など各所で行われ、指導には、渡瀬・古橋・向井・長井の各先生などがあたりました。

全日本合唱コンクールでは、ＮＨＫコンクールと違って、昨年より６校減の19校と参加が少なかったです。時期が９月から８月末に移動したことが影響したかと推察しています。その中で、東京代表になった町田市立鶴川第二中の緊張感のある「カナカナ」と民謡調の「遊びぶさ」は効果的なコントラストのある選曲により好演でした。

今年度の全日本合唱教育研究会は、８月18日に神奈川県で開催されました。神奈川県民ホール満員の「ひびけ歌声 はま風にのって」をテーマに作曲家、橋本祥路・松下 耕の各先生の新曲指導があり、その熱心さに会場が幾度となく沸き返る場面がありました。

箱根の合唱セミナーは８月６日～８日の日程で行われ、日程的にコンクールとぶつかったためか150名の参加にとどまりました。レギュラーコーチ陣に加え、山崎朋子先生の新曲指導もあり、毎年のことながら充実、且つ楽しいセミナーとなりました。

合唱教育研修会は９月25日に調布市立神代中で、山崎朋子先生にお願いして１年生の合唱指導及び合唱部の指導、そして新曲「旅立つ君へ」空高く」を演奏、それにまつわるエピソードや思いを語ってもらいました。合唱部の指導では、50名（内男子８名）による演奏で、「子猫物語」から「子ども」を聴かせてもらい、また、男声のクリニックについてのアイディアコーナーもあり、盛り沢山の研修内容となりました。山崎先生は今後も、３月20日の音楽之友社主催の授業研究会（科学技術館）や３月30日の春の合唱セミナー（府中）に於いても出演が予定されています。

平成20年度
## 吹奏楽部

吹奏楽部長　齊藤　厚子
（板橋区立桜川中学校）

吹奏楽コンクールは平成20年８月２日・３日に江戸川区総合文化センター、６日・７日に普門館、８日～11日に練馬文化センターの大・小ホールの３会場で８日間開催しました。今年度は23校増えて今までで最も多い445校の申込みがありました。内訳はＡ組94校、Ｂ組347校でした。Ｂ組の中で、東日本学校吹奏楽大会への出場希望校は69校で５校の増加でした。

平成20年12月27日・28日に府中の森芸術劇場の計６会場で実施したアンサンブルコンテストは、246校432チームの申込みがあり、昨年の219校から27校45チームの増加。今年度も厳しいタイムテーブルとなりました。

講習会は５月３日に桜川中に於いてマーチング、６月21日にアミューたちかわに於いて『その一言が音色を変える　そのアドバイスを待っていた！』Part３として、サクソフォン原 ひとみ先生、チューバ国木伸光先生に基礎的な奏法を御指導いただきました。また昨年に引き続き２月７日に毎年好評の≪ドラムの基礎的な奏法を学ぼう≫ということで、白石啓太先生によるドラムセットの講習を深川第三中学校で行いました。

### ＊平成21年度の総会とコンクール、アンコン

**◎連盟総会**

・４月12日（土）13：30～
　豊島区立南大塚ホール　ＪＲ「大塚」駅下車

**◎コンクール**

・打ち合わせ、抽選会　６月13日（土）
　立川市民会館
・コンクール
　府中の森芸術劇場
　８月５日（水）～９日（日）
　普門館
　８月11日（火）～12日（水）

**◎アンサンブルコンテスト**

・１月16日（土）～17日（日）
　府中の森芸術劇場

平成20年度
# 教育機器部
教育機器部長　滝浦　　盛
（文京区立文京第一中学校）

来年度の全日音研全国大会はこの東京で開催されます。そのために事業部や研究部の各会員の皆様は、着々とその準備を進めておられます。全国の先生方は、今度の大会で東京はどんなことを行うのか大変期待し、注目しておられます。

この都中音研のWebページを開設してもう８年になりますが、その間にアクセスされた方は32,454人にものぼり、この１年間で5,200人でした。

全国ばかりではなく、世界各地に散らばっている日本人学校の先生方、また、小学校・高校・大学（の学生）の先生方、教育関係者や保護者の方々等から私のところにメールが送られてきています。その事実は何を物語っているでしょうか。 それだけ都中音研の活動が期待されていることに他なりません。

この度の全国大会での先生方の熱心な取り組みをいちはやく全国に発信し、たくさんの方々に東京にお集まりいただけるよう取り組みたいと思います。

都中音研のWebページには「感想・ご意見をお寄せください」のコーナーを設けてあります。その文字をクリックするとメーラーが立ち上がり、そこから掲載してほしい情報を送信できるようにしてあります。先生方にとって役にたつ情報、またはイベント等のインフォメーション等を、「ワード」・「一太郎」等で作成したデータや写真等を添付して送信できるようになっています。

都中音研のWebを有効に活用するための、会員の皆様からのご連絡をお待ちしております。Webページのアドレスは次のとおりです。

http://www5d.biglobe.ne.jp/~tochuuon/index.htm

平成20年度
# 教育課程部
教育課程研究部長　和 田　 崇
（江戸川区立葛西第二中学校）

今年度、教育課程部では以下に述べる2つを企画実施しました。
1つ目は8月20日（水）に実施した「夏期研修会」です。内容は下記のとおりで、当日は100余名の参加がありました。（当日の内容と詳細については前号のストレッタで紹介しました。）

1　日時　平成20年8月20日（水）
　午前9時30分～午後4時45分
2　会場　港区立青山中学校　1階ホール
3　内容　第1部（午前）
　講演「新学習指導要領について」
　講師　大熊　信彦　先生
　第2部（午後）
　実技研修　第3弾「インド音楽」
　講師　若林　宏忠　先生

2つ目は2月23日（月）に実施した「都中音研研究大会」です。内容は以下の通りです。

1　日時　平成21年2月23日（月）
　午後1時30分～午後4時30分
2　会場　福生市立福生第三中学校
3　内容　・公開授業（授業者　小作典子教諭）
　・基調提案（和田教育課程研究部長）
　・各部からの報告（各研究部長）
　・研究協議および質疑
　・指導講評（大熊調査官）

この研究大会は、来る全国大会「東京大会」へ向けての各研究部の中間報告の場としてだけでなく、大会に直接関係する、授業者や各部の部員にとって、今後の研究方向を決定づける大切なものとなりました。特に当日の大熊先生のご指導から、今後研究を進めていく上での課題はもちろんですが、都中音研の研究の方向性が間違っていなかったことを確認することもできました。

さて、いよいよあとわずかで年度が替わり、大会まであと7ヶ月となります。教育課程部では昨年度の6月より「21企画検討委員会」という新しいプロジェクトを編成し、定例研究会の他にも勉強会などを設定し研究・研修を進めてきました。今年度は特に以下のことについて重点研究しました。

①大会主題検討・決定②各研究授業の内容③各部の研究計画④各研究授業の授業者検討⑤研究演奏の具体的内容と演奏団体の検討・決定

全国大会東京大会が実り多き大会となるよう、引き続き研究を深めていきたいと思っています。

歌唱部長　真鍋　淳一
（町田市立鶴川第二中学校）

今年度、歌唱部は新学習指導要領を視野に入れ、新しい音楽教育の方向性を探りながら研究を深めました。

歌唱部会は新学習指導要領の共通事項、日本の伝統音楽、曲種に応じた発声（民謡、長唄など）、共通教材やテクスチュアなどをクローズアップしながら研究授業や研修会を行ってきました。

１学期　研修会（5月22日、6月21日、8月21日）
曲種に応じた発声（民謡、長唄など）
新学習指導要領の研修

２学期　研修会（9月27日）
日本伝統音楽の授業研究（民謡・長唄を取り入れた授業）

３学期　研修会（1月11日、2月16日）
共通教材、テクスチュア、指導案検討
研究授業（２月27日）
「日本の民謡に親しもう」
（調布市立神代中学校　山崎朋子教諭）

平成21年度の東京大会は「豊かな響きと心のつながりを求めて」をテーマに11月５日に行います。歌唱部では２つの公開授業の準備を進め、授業者を決定しました。

公開授業１は、調布市立神代中学校の山崎朋子教諭が「我が国の伝統音楽」に取り組みます。公開授業２は、「共通教材」を取り上げての歌唱授業を狛江市立狛江第四中学校の横田純子教諭が行います。

器楽部長　清水　宏美
（立川市立立川第二中学校）

この2年間、器楽部では、「我が国の伝統音楽や諸民族の音楽における教材開発と指導事例の研究」という主題を掲げて、活動をしてきました。

「毎日の学校生活は忙しく、色々あるけれど、器楽部の研修に参加して、自分の音楽科としての教科研究ができるのは楽しみ！」「新学習指導要領を共に勉強し、自分の苦手な分野に挑んでゆきたい！」という意欲のあるメンバーに囲まれて、本年度も実りある活動ができたと思います。

**Ⅰ研究・研修報告**

**１器楽部会と研修会**

○全国大会に向けて課題検討
「韓国のカヤグムやタンソの基礎的な奏法を身につけて、『アリラン』を表現してみよう！」（４月29日）

○「三味線の特徴をとらえ、日本の民謡を表現しよう！」（5月15日　立川二中）

**２器楽部夏期実技研修会**（8月25日　立川二中）

□「1300年前から引き継がれている雅楽の音色を味わい、自分から雅楽の楽器を奏でてみよう」の第2回の研修会

**３器楽部研究授業**

○「『お江戸日本橋』の雰囲気を感じ取り、筝の奏法を生かしたり、全体の響きを味わったりしながら、表現の工夫をしよう！」（6月28日　福生三中）

○「リコーダー（旋律）とドラムセット（リズム）とギター（ハーモニー）で声部の役割を理解しながら、小アンサンブルを楽しもう!」（11月21日　立川二中）

○「尺八の特徴を理解し、奏法を工夫して、曲を表現してみよう！」
（12月８日　板橋一中）

○「曲想にあった奏法を選び、曲を表現しよう！」（2月23日　福生三中　東京大会中間報告）

**４器楽部冬季授業研究会**　（1月６日　立川二中）

○「三線の特徴をとらえ、歌と楽器で合わせて、沖縄の民謡を表現しよう！」と筝の模擬授業

**Ⅱ今後の課題**

今年度は、全員が指導案を立て、指導事例の研究や研究授業・模擬授業などが実施できたことが、大きな成果でした。来年度は、新学習指導要領の趣旨に沿って、指導内容を焦点化した授業研究をします。

**Ⅲ次回春季授業研究会**（3月30日　立川二中）

□「古筝とカヤグムと筝」模擬授業と実技研修

平成20年度
# 創作研究部

創作研究部長　渡邉　泰祐
（杉並区立東原中学校）

今年度、創作部では、大きく二つのことに取り組みました。一つは、新学習指導要領や来年度の全日中東京大会の研究発表を視野に、部内で事例研究会や研究授業を行いました。もう一つは、今年で39回目になる「東京都中学校音楽創作コンクール」の企画・運営事業です。

●第１回部会　５月29日（木）
・部員顔合わせ、年間研究計画、創作コンクール実施要項と課題詩の検討・決定

●第２回部会　６月12日（木）
・創作コンクール募集要項発送、係分担検討

●第３回部会　８月21日（木）
・事例研究、新学習指導要領研修会(1)

●第４回部会　10月31日（金）
・全国中学校歌曲創作コンクールへの審査協力

●第５回部会　11月19日（水）
・研究授業(1)題材名：『リズムパターンで音楽をつくろう』台東・桜橋中学校 斎藤摂先生 指導講評：坪能由紀子先生(日本女子大学教授・音楽教育学者)

●第６回部会　12月26日（金）
・コンクール応募作品仕分け、審査員に作品発送
・事例研究、新学習指導要領研修会(2)

●第７回部会　１月30日（金）
・研究授業
（２）題材名:『箏を使った簡単な旋律創作』
町田・本町田中学校 谷山優司先生
指導講評：山根愼介先生(洗足学園大学講師・元都中音研副会長)、滝口亮介先生(国立音楽大学講師・元都中音研副会長)

●第８回部会　２月14日（土）
・全国大会を前提とした模擬授業、事例研究
・創作コンクール最終打ち合わせ

●第39回『東京都中学校音楽創作コンクール入賞作品発表会ならびに賞状授与式』
３月８日（日）13時～
［杉並区立久我山会館］

今年度は都内21校から180作品が寄せられた。厳選な審査の結果、優良作品12作品が決まり、作品発表会及び賞状授与式を上記のとおり実施しました。

平成20年度
# 鑑賞部

鑑賞部長　宮下　秀邦
（青梅市立東中学校）

## 生徒が主体的に取り組む鑑賞授業を目指して

平成21年度全国大会東京開催に向けての合い言葉「誰でもできる授業を目指して」を受け、鑑賞部では研究主題を「生徒が主体的に取り組む鑑賞授業を目指して」～共通事項の取り扱いと効果的な教材の開発～として研究を進めてきました。本年度は実践事例の収集・協議と実践（研究授業）に取り組みました。

実践事例は「誰でもできる鑑賞指導」を示したいと考え、以下の２点を考慮しました。
①誰でも入手できるソフト(楽曲)であること
・特別な演奏や、廃盤ソフトは不可
・教科書準拠のCDやDVDの効果的な活用
②授業１時間の指導内容であること

実践としては、「生徒が主体的に取り組む鑑賞授業」を目指し、研究授業を行いました。

１　平成20年度鑑賞部の活動
(1) 第１回部会　４/24(木)　港区立高松中
・事例の検討
(2) 第２回部会　６/27(金)　足立区立第十中
・事例の検討、模擬授業
(3) 第３回部会（夏期研修）
８/21(木)　足立区立第十中
・事例検討、新学習指導要領について　他
(4) 第４回部会　９/11(木)　江東区立深川第四中
・研究授業検討　他
(5) 第５回部会・研究授業 10/２（木）
会　場　江東区立深川第四中　音楽室
授業者　宮森ひろみ　教諭
題材名　「歌唱表現の豊かさを感じ取ろう」（第２学年)
教　材　歌劇『魔笛』から(ﾓｰﾂｧﾙﾄ作曲)
指導助言　石澤眞紀夫先生
(6) 第６回部会　１/９（金）　港区立高松中
・大会に向けて(授業者確認、題材検討 等)
(7) 第７回部会　２/10(火)　港区立高松中
（予定）

２　全国大会に向けての課題

「音楽に関する言葉などを用いながら、音楽に対して生徒が、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力を育成する」については、『(生徒が)音楽的感受をどのように表現するか』ととらえ、学習プリントの工夫や扱い方を含め、大会発表のポイントとしています。